

## 第2号議案

### 本機関等が公表する系統情報の項目等について (案)

第12回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会において、「国等における一定の検討のプロセスを経て示されるガイドライン等を踏まえて、広域機関のルールに定めている事項のうち、詳細な事項は、関係規程類の見直し等により手続きを合理化し、ルール整備の機動性を向上させる。」と整理された。このため、系統情報ガイドラインの改定に伴い、本機関等が公表する系統情報について、項目等の追加等を行った上で、本機関のウェブサイト上で公表する。

なお、公表する日は、2019年6月5日付変更認可申請中の業務規程・送配電等業務指針の変更認可日とする。

以上

(添付資料)

別紙1：本機関が公開する系統情報の項目及び公開時期

別紙2：一般送配電事業者及び送電事業者が公開する系統情報及び公開の手段、時期等

表 本機関が公開する系統情報の項目及び公開時期

情報項目	公開時期 (更新周期)
(a) 系統の空容量等に関する情報、流通設備計画 ・系統の空容量等に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図(特別高圧以上)(※1) ・流通設備建設計画(※2)	都度
(b) 需給関連情報 ・全国及び供給区域別の需給予想(送電端電力) 長期：第3～10年度の各年度の最大時需要電力と供給電力 年間：第1～2年度の各月の最大時需要電力と供給電力 月間：翌月、翌々月の各週の最大時需要電力と供給電力 週間：翌週、翌々週の日別の最大時・最小時需要電力並びに最大時需要電力における供給電力、使用率及び予備率 翌日：翌日の最大時・最小時需要電力と予想時刻並びに最大時需要電力における供給電力、使用率及び予備率 当日：当日における最大時・最小時需要電力と予想時刻並びに最大時需要電力の供給電力、使用率及び予備率 ・全国及び供給区域別の現在の需要電力実績等(※4) 当日：当日、前日の需要実績カーブ、需要実績、使用率及び最大使用率、当日の周波数(50/60ヘルツ代表地点の瞬時値) ・全国及び供給区域別の需要実績(1時間値) ・全国及び供給区域別の供給実績(電源種別、1時間値)	長期：毎年3月末日 年間：毎年3月末日 月間：毎月末日 週間：毎週木曜日 翌日：毎日(※3) 17時30分以降速やかに 当日：都度 (需要実績カーブ：5分周期) (需要予測及び実績グラフ：1時間周期) (周波数現在値：30秒周期) (周波数実績値：5分周期) 全国及び供給区域別の需要実績：翌々月第5営業日(1か月毎) 全国及び供給区域別の供給実績：翌々月第5営業日(1か月毎)
(c) 再生可能エネルギーの出力抑制の実施状況に関する情報(※5) ・出力抑制が行われた供給区域 ・出力抑制が行われた日、時間帯 ・出力抑制の給電指令が行われた出力の合計(時間帯ごと) ・出力抑制の理由(「下げ調整力不足」等の要因)	出力抑制が行われた日の属する月の翌月
(d) 連系線に関する情報 ・空容量、運用容量、マージン、計画潮流(※7) 長期：第3～10年度の各年度での平常系統における最大需要時の値(最大需要時以外で空容量が小さくなると予想される場合、その断面の値を併記することができる) 年間：3か月先～第2年度末までの日別の昼間帯/夜間帯の値 月間：3週間先～2か月先までの日別の昼間帯/夜間帯の値 週間：3日先～2週間先までの30分ごとの値 翌々日：翌日～翌々日の30分ごとの値 当日～翌日：当日～翌日の30分ごとの値 実績：長期～当日の更新された最終の値	長期：毎年3月末日(※6) 年間：毎年3月15日(※6) 月間：毎月20日(※6) 週間：毎週木曜日(※6) 翌々日：前々日15時(※3) 当日～翌日：受給日の前日17時(※3) 但し上記にかかわらず、運用容量、計画潮流

情報項目	公開時期 (更新周期)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・予想潮流 (※8) <ul style="list-style-type: none"> <li>年間：3か月先～第2年度末までの各月平休日別の需要調達計画等の最大発生時の計画値、発電販売計画等の販売計画の最大発生時の計画値より算出した値</li> <li>月間：3週間先～2か月先までの各週平休日別の需要調達計画等の最大発生時の計画値、発電販売計画等の販売計画の最大発生時の計画値より算出した値</li> <li>週間：翌々日～2週間先までの日別の需要調達計画等の最大発生時の計画値、発電販売計画等の最大発生時の計画値より算出した値</li> </ul> </li> <li>・運用容量の決定要因 (熱容量／同期安定性／電圧安定性／周波数維持面の区別)</li> <li>・作業停止等に伴い運用容量が減少する連系線の名称、運用容量減少後の空容量等、制限する理由等</li> <li>・各交直変換設備の利用に関する制約内容 (交直変換設備の最低潮流、交直変換設備の潮流きざみ幅、その他交直変換設備の利用に関する設備上の制約)</li> </ul>	<p>流、マージンの変更があれば都度更新する。 実績：翌日0時 交直変換設備の利用に関する制約内容は都度更新する。</p>
<p>(e) 地内基幹送電線に関する情報 (※9)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予想潮流 (※8) <ul style="list-style-type: none"> <li>長期：第5年度の最大需要時の系統図及び値</li> <li>年間：第1年度の最大需要時の系統図及び値</li> </ul> </li> <li>・運用容量 <ul style="list-style-type: none"> <li>長期：第5年度の最大需要時の値</li> <li>年間：第1年度の最大需要時の値</li> <li>当日：当日の最大需要時の値</li> <li>実績：当日の最大需要時の値</li> </ul> </li> </ul>	<p>長期：毎年3月末日 年間：毎年3月末日 当日：当日0時 実績：翌日0時</p>
<p>(f) 連系線及び地内基幹送電線 (※9) の作業停止計画、実績 (※10)</p> <p>(申請者名、作業件名、作業開始・終了時刻 (計画・実績)、連続／毎日の停止区分、作業内容、制約箇所、作業中／作業終了等の実施状況、新規/変更等の申請区分、年間計画／月間計画等の計画区分、変更理由)</p>	<p>年間：毎年3月1日 月間：毎月20日 計画外：都度</p>
<p>(g) 連系線及び地内基幹送電線 (※9) の潮流 (現在潮流 [瞬時値]、潮流実績)</p>	<p>(連系線：5分周期) (地内基幹送電線：30分周期)</p>
<p>(h) 連系線及び連系線の運用容量に影響を与えた地内基幹送電線 (※9) の故障状況 (設備名、発生時刻、復旧状況、原因)</p>	<p>都度</p>
<p>(i) 接続検討の工事費負担金に含まれる送変電設備の標準的な単価 (※11)</p>	<p>同上</p>

(※1) 「系統情報ガイドライン」による。

(※2) 最新の供給計画において記載されているものとする。

(※3) 公表の当日が休業日のときも、本表に定める公表時期のとおりとする。

(※4) 全国計は、50/60ヘルツエリア別合計、9社合計及び10社合計

(※5) 公表する事項は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関

する特別措置法施行規則」に準ずる。また、当該公表があったときは、本機関が事後検証を行う。

- (※6) 長期～週間は、休業日等を考慮した公表スケジュールを公表する。
- (※7) 当日から翌日を対象とする。
- (※8) 業務規程第107条により提出を受けた計画に基づき想定した予想値とする。
- (※9) 電源線や専用線等については、リアルタイムで更新する場合、個々の電源の運転状況や需要者の電力使用状況を推測されるため、原則として公開しない。
- (※10) 作業開始・終了時刻の実績の公表は、連系線及び連系線の運用容量に影響を与える地内基幹送電線を対象とする。
- (※11) 一般送配電事業者が策定し、本機関が内容を確認の上、公表する。

表 1 一般送配電事業者及び送電事業者が公開する系統情報及び公開の手段、時期

情報項目	公開の手段	公開時期
(a) 一般送配電事業者及び送電事業者の系統ルール ・情報公表ルール ・設備形成ルール ・系統アクセスルール ・系統運用ルール	一般送配電事業者及び送電事業者のウェブサイト	都度
(b) 系統の空容量等に関する情報 ・系統の空容量等に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図（特別高圧以上）（※1）	一般送配電事業者のウェブサイト	同上
(c) 流通設備計画 ・流通設備建設計画（※2）	一般送配電事業者及び送電事業者のウェブサイト	同上
(d) 需要及び送配電に関する情報（※3） ・地点別需要、系統潮流実績（変電所単位かつ1時間単位） ・系統構成、予想潮流（1年度目、5年度目） ・送電線の投資・廃止計画（10年間） ・送電線の作業停止計画（年間計画2年分、過去計画1年分以上）（※4） ・送変電設備のインピーダンス（ループ系統のみ）	一般送配電事業者のウェブサイト	1年毎
(e) 電源の開示に係る情報提供の対応状況に関する情報 ・発電設備等毎に情報提供の対応状況を明示した送電系統図（発電設備等の名称は除く）	同上	同上
(f) 需給関連情報（需給予想） ・供給区域の需要電力 翌日：翌日の最大時需要電力と予想時刻 当日：当日の最大時需要電力と予想時刻 ・供給区域の最大需要電力に対する供給電力 翌日：翌日の供給電力 当日：当日の供給電力	同上	翌日：前日18時頃 当日：当日9時頃
(g) 需給関連情報（電力使用状況） ・供給区域の需要電力の現在値 ・供給区域の当日及び前日（※5）の需要実績カーブ ・供給区域の当日の最大電力実績と発生時刻	同上	都度
(h) 需給関連情報（需給実績） ・供給区域の需要実績（1時間値） ・供給区域の供給実績（電源種別、1時間値）	同上	1か月毎

<p>(i) 再生可能エネルギーの接続・申込状況に関する情報 (※6)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電の接続・申込状況 (※7) (※8)</li> <li>・風力発電の接続・申込状況 (※8)</li> <li>・バイオマス発電の接続・申込状況</li> <li>・水力発電（揚水を除く）の接続・申込状況</li> <li>・地熱発電の接続・申込状況</li> </ul>	<p>同上</p>	<p>1か月毎</p>
<p>(j) 再生可能エネルギーの出力抑制の実施状況に関する情報 (※9)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出力抑制が行われた日、時間帯</li> <li>・その時間帯ごとの給電指令が行われた出力の合計</li> <li>・理由（「下げ調整力不足」などの要因）</li> </ul>	<p>同上</p>	<p>出力抑制が行われた日の属する月の翌月</p>

(※1) 系統情報ガイドラインによる。

(※2) 最新の供給計画において記載されているものとする。

(※3) 154キロボルト以上の系統について公開する。沖縄エリアについては132キロボルトとする。154キロボルト未満の地点別の需要及び潮流については、変圧器2次側母線単位で集約する。

(※4) 一般送配電事業者の中には、過去計画については紙面でしか管理していない会社もあり、実務を勘案し、令和元年の運用開始当初は半年分以上とする。

(※5) 過日分の参考日を対象として表示する場合もある。

(※6) 接続検討申込量、接続契約申込及び連系承諾済の合計量、接続済の量

(※7) 10キロワット未満と10キロワット以上に区分する。

(※8) 指定電気事業者である一般送配電事業者のエリアにおいては、指定ルール事業者のみ無制限・無補償の制御となるため接続契約申込及び連系承諾済の合計量、接続済の量の内訳として指定ルール（無制限・無補償）の量を掲載。

(※9) 公開する事項は、「FIT法施行規則（平成24年6月18日経済産業省令第46号）」に準ずる。

(注) 送電事業者は、(a)及び(c)のみを公開するものとする。但し、(a)については系統運用ルールを除く。

表2 一般送配電事業者が開示請求者の請求に応じて開示する系統情報及び  
開示の手段、時期

情報項目	開示手段	更新時期
(a) 発電出力実績に関する情報(※1)(※2)(※3) ・発電出力実績：1時間毎(匿名、系統構成とセット) ・電源種 ・発電機単位の設備容量・LFC幅・最低出力・変化速度 ・発電所単位の運用制約(燃料消費制約、地熱の蒸気井の減衰等による制約、海水温制約、取水量制約、大気温度制約)	開示請求者(※4)(※5)と一般送配電事業者(※6)間において、秘密保持契約を締結のうえ開示	年度毎
(b) 電源の新設・停止・廃止計画に関する情報(※1) ・電源の新設・停止・廃止計画	同上	同上

(※1) 原則、66キロボルト以上の系統に接続する電源を対象とする。66キロボルト以上154キロボルト(沖縄エリアについては132キロボルト)未満の系統に接続する電源に関する情報を開示する場合、具体的な系統構成上の立地は明らかにしない。

(※2) 対象期間は、過去1年度分とする。

(※3) 開示請求のタイミングは、運転開始前：1回、運転開始後：毎年度1回まで

(※4) 開示請求者は、ある程度の事業の蓋然性が高まったと考えられる接続検討申込みをしたことを条件とする。

(※5) 開示請求者は、開示請求の都度、一般送配電事業者において別途定める一定の手数料を開示主体である一般送配電事業者に支払う。

(※6) 具体的には、一般送配電事業者の情報公表等ルールで定める。

(注) 表1の(d)及び(e)で公開しているものは除く。

表3 一般送配電事業者及び送電事業者が個々の要請に応じて提示する系統情報及び提示の手段、時期

情報項目	提示手段	提示時期
(a) 流通設備の故障状況 (設備名、発生時刻、原因、復旧状況等)	一般送配電事業者の送電サービスセンター等(※1)への店頭、電話等での問合せに応じ、個別に示し、説明	都度
(b) 系統アクセス情報(特別高圧) <ul style="list-style-type: none"> <li>・地内系統(連系線を除く一般送配電事業者が運用する送電系統をいう。以下、本表において同じ。)の送電系統図(送電線、変圧器等の容量を含む。)(但し、表1(b)(c)により公開する情報を除く。)</li> <li>・地内系統の潮流図(予想及び実績)</li> <li>・地内系統の設備定数(送電線、変圧器等の電圧、インピーダンス等)、短絡容量、系統保護リレーの設置状況その他送電系統への連系の技術検討に係わる情報</li> <li>・地内系統の送変電設備計画(但し、表1(c)により公開する情報を除く。)</li> <li>・地内系統の作業停止計画(計画及び実績)</li> <li>・地内系統の停電実績(但し、停電発生時に一般送配電事業者のウェブサイト等で公開する情報を除く。)</li> </ul>	一般送配電事業者の送電サービスセンター等(※1)の店頭での閲覧(※2)、または、問合せに応じ、個別に示し、説明	同上
(c) 系統アクセス情報(高圧) <ul style="list-style-type: none"> <li>・配電系統図(配電線及び変圧器の容量を含む。)</li> <li>・希望配電線(系統連系希望者が連系を希望する配電線をいう。以下、本表において同じ。)の潮流(予想及び実績)</li> <li>・希望配電線の設備定数(配電線、変圧器等の電圧、インピーダンス等)、短絡容量、系統保護リレーの設置状況その他配電設備への連系の技術検討に係わる情報</li> <li>・希望配電線の配電設備計画</li> <li>・希望配電線の停電実績(但し、停電発生時に一般送配電事業者のウェブサイト等で公開する情報を除く。)</li> </ul>	同上	同上

(※1) 具体的には、一般送配電事業者及び送電事業者の情報公表ルールで定める。

(※2) 系統連系希望者の希望連系点付近の送電系統図または配電系統図を提示する。